

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に掲載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 告 示

・ 指定納付受託者の指定

所管課(室)名

会 計 課

告 示

長崎県告示第298号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第231条の2の3第1項の規定により、歳入等の納付事務に係る指定納付受託者を次のとおり指定したので、同条第2項の規定により告示する。

令和5年3月31日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 指定年月日
令和5年4月3日
- 2 指定納付受託者の所在地及び名称
福岡県福岡市西区姪浜駅南1丁目7番1号
株式会社FFGカード

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

電話代表
直通
(八二四)
二二一
二二一
四一

印刷所
長崎市榑島町八番十二号

株式会社
寺田宏
弥ト